

## 2024年度 品質管理レビュー資料集

## 目 次

---

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| <b>1. 品質管理レビュー制度等</b> .....               | 1  |
| (1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要 ..... | 1  |
| (2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移 .....            | 2  |
| (3) 主な項目ごとの改善勧告事項 .....                   | 5  |
| (4) 改善勧告事項の発生状況 .....                     | 7  |
| (5) 品質管理レビューに関連する実績情報 .....               | 10 |
| (6) その他の活動状況 .....                        | 13 |
| <b>2. その他の参考情報</b> .....                  | 15 |
| (1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況 .....              | 15 |
| (2) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要 .....    | 15 |

## 1

## 品質管理レビュー制度等

## (1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は下表のとおりです。

## 【品質管理レビューの実施概要】

| 当協会による品質管理レビューの実施概要                      |                  |                  |                  |                              |
|------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 年度 <sup>(注1)</sup>                       | 2021年度           | 2022年度           | 2023年度           | 2024年度                       |
| レビューアー数<br>(うち主席・副主席等レビューアー)             | 38人<br>( 6人)     | 37人<br>( 6人)     | 41人<br>( 7人)     | 42人 <sup>(注2)</sup><br>( 8人) |
| (うち主査レビューアー)                             | (17人)            | (16人)            | (19人)            | (21人)                        |
| (うちIT専門家レビューアー)                          | ( 4人)            | ( 3人)            | ( 3人)            | ( 3人)                        |
| 通常レビュー実施監査事務所数<br>(うち上場会社等の監査を行った監査事務所数) | 76事務所<br>(52事務所) | 92事務所<br>(63事務所) | 81事務所<br>(51事務所) | 56事務所<br>(36事務所)             |

(注1)品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月まで。

(注2)期中退任者があり、43人から減少している。

## 【公認会計士・監査審査会の検査の実施概要】

| 公認会計士・監査審査会による検査の実施概要 |        |        |
|-----------------------|--------|--------|
| 品質管理レビュー実施年度+1年       | 2022年度 | 2023年度 |
| 検査官数                  | 32人    | 36人    |
| 検査実施事務所数              | 7事務所   | 9事務所   |

(注1)検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月まで。

(注2)2023年度の検査実施事務所数は、2024年3月31日までに着手したものを記載している。

(注3)「補足資料1 2024年度品質管理レビュー資料編」作成時点では、「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和6年度版)」は発行されていないため、公認会計士・監査審査会による検査の実施概要については2023年度までを記載。

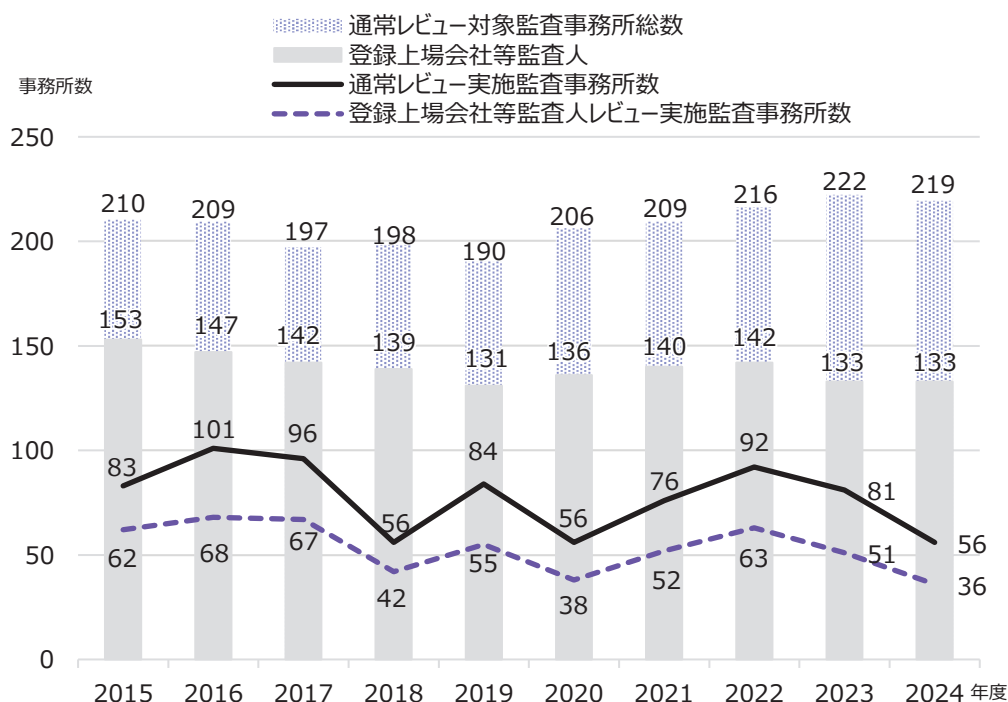
(資料)「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和5年度版)」「令和6年6月」及び「令和6年版モニタリングレポート」(令和6年7月)から協会が作成。

## (2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数及び品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所に対する通常レビューの実施結果は、それぞれ下図のように推移しています。

なお、通常レビューを開始した年度内に品質管理レビュー報告書を承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、通常レビュー実施監査事務所数と通常レビューの実施結果ごとのレビュー報告書交付監査事務所の総数が一致しない場合があります。

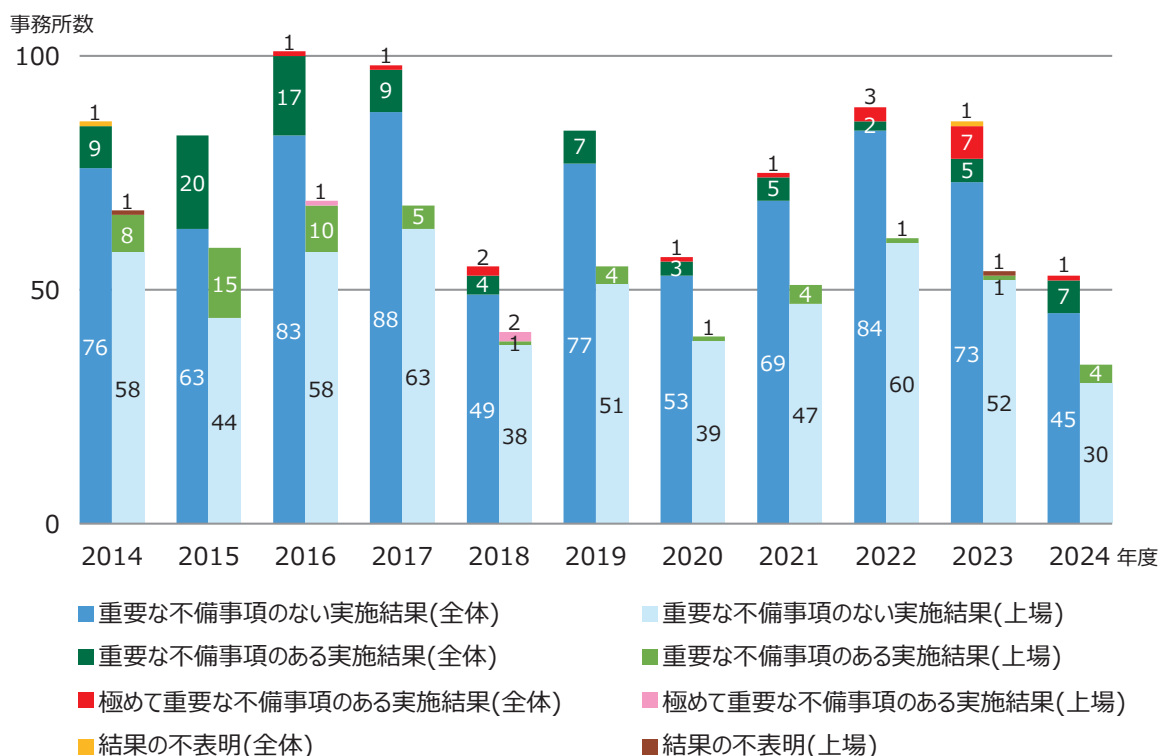
### 【通常レビュー実施監査事務所数の推移】



(注1)「登録上場会社等監査人」欄の2022年度以前の監査事務所数は、2023年3月31日に廃止となった上場会社監査事務所登録制度(以下「旧制度」という。)上の登録事務所数を表している。

(注2)各年は4月1日現在における監査事務所数を表している。(2023年度は法令上の経過措置の適用を受けるための届出の提出期間後の数値)

【表：通常レビューの実施結果ごとの各年度のレビュー報告書交付監査事務所数】



(注1)レビュー報告書交付監査事務所数値は「全体」、上場会社等の監査を行っている監査事務所の数値は「上場」としている。

(注2)2019年度以前の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」については、それぞれ「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」を記載している。なお、「重要な不備事項のある実施結果」には、「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を含めている。

### ① 通常レビューの実施状況の推移

各年度の通常レビュー対象監査事務所総数及び通常レビュー実施監査事務所数の増減理由としては、通常レビュー対象監査事務所の合併・解散、通常レビュー対象会社等の監査人の異動等による影響のほか、品質管理レビュー制度の改正による影響などが考えられます。

例えば、2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。また、2017年度には、個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2020年度には、新たに準登録事務所となった監査事務所及び一定規模以上の信用金庫等を新規受嘱した監査事務所が増加したことから、通常レビュー対象監査事務所総数は増加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮するなど、一部の監査事務所について、レビューの実施

頻度を伸長したため、通常レビュー実施監査事務所数は、56事務所に減少しましたが、2021年度において、2020年度にレビューの実施頻度を伸長した監査事務所について、通常レビューを実施したこともあり、通常レビュー実施監査事務所数が増加しました。

2023年度の上場会社等の監査を行う監査事務所数は、2022年5月の公認会計士法改正により、法令上の登録制度と位置付けられたことに伴い、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出していない(4事務所)、旧制度において準登録事務所(品質管理レビュー実施済監査事務所)であり、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出する資格を有していない(3事務所)等を主な理由として、2022年度から減少していますが、通常レビュー実施割合は例年並みです。

2024年度においては、上場会社等監査人登録制度上の適格性の確認に係るリソースの確保が必要であること、レビューサイクルにより、2023年度に比してリソースを多く要する大手監査法人及び準大手監査法人の実施件数が多いこと等から、上場会社等の監査を行わない監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施したため、通常レビュー実施監査事務所数は、56事務所に減少しました。

## ② 通常レビューの実施結果の推移

2016年度から2018年度にかけて、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合がそれぞれ前年度と比較して減少しました。これは、2016年度に実施した機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象から外れたことによるものです。

2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり、前年度と比較して増加しました。2020年度においては、品質管理レビュー制度の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の監査事務所についてはレビューの実施頻度を伸長したことから、通常レビュー実施監査事務所数が少なくなったこともあり、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数は、前年度と比較して減少しました。なお、伸長した監査事務所については、2021年度に通常レビューを実施し、それに伴い2021年度にレビューの実施頻度を伸長した一部の監査事務所については2022年度に通常レビューを実施したことから、いずれも通常レビュー実施監査事務所数が増加し、それに伴い、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数も増加しました。

2023年度においては、レビュー実施監査事務所数の割合は例年並みであるものの、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所の数、割合ともに増加しました。

2024年度においては、通常レビュー実施監査事務所数及び「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数については減少しているものの、登録上場会社等監査人に対し、通常レビューで適格性の確認を実施していることもあり、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された登録上場会社等監査人の数、割合ともに増加しました。

### (3) 主な項目ごとの改善勧告事項

#### ① 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は下表のとおりです。なお、当該事務所数は、次頁「②重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項」における事務所数を含んでいます。

#### 【通常レビューにおける改善勧告事項】

(単位：事務所)

| 改善勧告事項                                  |                                | 2023年度         |                   |             | 2024年度         |                   |             |
|-----------------------------------------|--------------------------------|----------------|-------------------|-------------|----------------|-------------------|-------------|
|                                         |                                | 登録上場会社等<br>監査人 | その他の<br>監査<br>事務所 | 合 計<br>(注2) | 登録上場会社等<br>監査人 | その他の<br>監査<br>事務所 | 合 計<br>(注2) |
| 監査事務所の品質管理のシステム                         | 品質管理の全般的体制★                    | 44             | 9                 | 53( 62%)    | 9              | 3                 | 12( 23%)    |
|                                         | 監査調書の整理、維持・保存★                 | 29             | 15                | 44( 51%)    | 5              | 4                 | 9( 17%)     |
|                                         | 審査                             | 22             | 9                 | 31( 36%)    | 5              | 4                 | 9( 17%)     |
|                                         | 専門的な見解の問合せ                     | 38             | 0                 | 38( 44%)    | 9              | 0                 | 9( 17%)     |
|                                         | 人的資源★                          | 29             | 5                 | 34( 40%)    | 3              | 4                 | 7( 13%)     |
|                                         | 監査事務所のリスク評価プロセス★               | 0              | 0                 | 0( 0%)      | 7              | 0                 | 7( 13%)     |
|                                         | 指揮、監督及び査閲                      | 15             | 12                | 27( 31%)    | 3              | 3                 | 6( 11%)     |
|                                         | 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス★       | 26             | 10                | 36( 42%)    | 3              | 2                 | 5( 9%)      |
|                                         | 情報セキュリティ★                      | 36             | 3                 | 39( 45%)    | 2              | 2                 | 4( 8%)      |
|                                         | 職業倫理及び独立性★                     | 4              | 4                 | 8( 9%)      | 3              | 1                 | 4( 8%)      |
| 監査業務の品質管理                               | 不正を含む重要な虚偽表示リスクへの対応(仕訳テストを除く)★ | 45             | 20                | 65( 76%)    | 20             | 13                | 33( 62%)    |
|                                         | 会計上の見積りの監査★                    | 38             | 20                | 58( 67%)    | 22             | 6                 | 28( 53%)    |
|                                         | 仕訳テスト★                         | 21             | 23                | 44( 51%)    | 14             | 6                 | 20( 38%)    |
|                                         | 監査証拠                           | 29             | 19                | 48( 56%)    | 12             | 8                 | 20( 38%)    |
|                                         | 監査役等とのコミュニケーション                | 8              | 14                | 22( 26%)    | 11             | 3                 | 14( 26%)    |
|                                         | 財務諸表の表示及び開示                    | 16             | 7                 | 23( 27%)    | 12             | 2                 | 14( 26%)    |
|                                         | 企業及び企業環境の理解                    | 19             | 5                 | 24( 28%)    | 8              | 3                 | 11( 21%)    |
|                                         | グループ監査                         | 15             | 2                 | 17( 20%)    | 8              | 1                 | 9( 17%)     |
|                                         | 監査調書の整理、維持・保存                  | 9              | 7                 | 16( 19%)    | 5              | 3                 | 8( 15%)     |
|                                         | 後発事象                           | 3              | 2                 | 5( 6%)      | 5              | 3                 | 8( 15%)     |
| 改善勧告書交付監査事務所数 <sup>(注3)</sup>           |                                | 54             | 32                | 86(100%)    | 33             | 18                | 51( 96%)    |
| 【参考】<br>レビュー報告書交付監査事務所数 <sup>(注4)</sup> |                                | 54             | 32                | 86(100%)    | 34             | 19                | 53(100%)    |

(注1)改善勧告事項のうち、重点的实施項目を含む事項については表中に★を付している。

(注2)表中の( )は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合。

(注3)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

(注4)監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

(注5)「登録上場会社等監査人」は、自主規制レポート及び補足資料では、法令上の経過措置の適用を受けるための届け出を提出したみなし登録上場会社等監査人を含めて表記することとしている。

## ② 重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、主な項目ごとに集計した監査事務所数は、下表のとおりです。

### 【通常レビューにおける重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項】

(単位：事務所)

| 改善勧告事項                                   | 2023年度             |                   |       | 2024年度             |                   |      |
|------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------|--------------------|-------------------|------|
|                                          | 登録上場<br>会社等<br>監査人 | その他の<br>監査<br>事務所 | 合計    | 登録上場<br>会社等<br>監査人 | その他の<br>監査<br>事務所 | 合計   |
| 重要な不備事項等のある実施結果の<br>監査事務所数               | 1                  | 11                | 12    | 4                  | 4                 | 8    |
| うち監査事務所の品質管理の<br>システムに関する事項              | 1                  | 11                | 12    | 4                  | 4                 | 8    |
| 審査                                       | 0                  | 8(5)              | 8(5)  | 3(1)               | 4(4)              | 7(5) |
| 指揮、監督及び査閲                                | 1                  | 10(7)             | 11(7) | 2                  | 3(3)              | 5(3) |
| 品質管理の全般的体制★                              | 0                  | 8(7)              | 8(7)  | 3(1)               | 1(1)              | 4(2) |
| 品質管理システムのモニタリング<br>及び改善プロセス★             | 1                  | 10(7)             | 11(7) | 2                  | 2                 | 4    |
| 監査調書の整理、維持・保存★                           | 1(1)               | 7(1)              | 8(2)  | 1                  | 2                 | 3    |
| 人的資源★                                    | 1                  | 5(2)              | 6(2)  | 1(1)               | 2(1)              | 3(2) |
| 専門的な見解の問合せ                               | 0                  | 0                 | 0     | 3                  | 0                 | 3    |
| 監査事務所のリスク評価プロセス★                         | 0                  | 0                 | 0     | 3                  | 0                 | 3    |
| 契約の新規の締結及び更新★                            | 1                  | 6(3)              | 7(3)  | 1                  | 1(1)              | 2(1) |
| 共同監査                                     | 0                  | 0                 | 0     | 0                  | 2(2)              | 2(2) |
| 職業倫理及び独立性★                               | 0                  | 4(2)              | 4(2)  | 1(1)               | 1(1)              | 2(2) |
| うち監査業務の品質管理に関する事項                        | 1                  | 11                | 12    | 4                  | 4                 | 8    |
| 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、<br>評価及び対応(仕訳テストを除く)★ | 1                  | 7(3)              | 8(3)  | 3                  | 4(3)              | 7(3) |
| 会計上の見積りの監査★                              | 1                  | 10(7)             | 11(7) | 4                  | 1(1)              | 5(1) |
| 監査意見の形成と監査報告書                            | 0                  | 4(1)              | 4(1)  | 1                  | 3                 | 4    |
| 確認                                       | 0                  | 1                 | 1     | 0                  | 3                 | 3    |
| 監査役等とのコミュニケーション                          | 0                  | 8(1)              | 8(1)  | 2                  | 1                 | 3    |
| 仕訳テスト★                                   | 1                  | 10(3)             | 11(3) | 1                  | 2(2)              | 3(2) |
| 監査証拠                                     | 1                  | 8(1)              | 9(1)  | 2                  | 1                 | 3    |
| 実証手続の立案及び実施                              | 1                  | 6(4)              | 7(4)  | 0                  | 2                 | 2    |
| 財務諸表の表示及び開示                              | 0                  | 1(1)              | 1(1)  | 0                  | 2                 | 2    |
| 監査の基本的な方針                                | 1                  | 4(3)              | 5(3)  | 0                  | 2                 | 2    |
| 企業及び企業環境の理解                              | 1                  | 4                 | 5     | 1                  | 1                 | 2    |
| 後発事象                                     | 0                  | 0                 | 0     | 0                  | 2                 | 2    |
| グループ監査                                   | 0                  | 0                 | 0     | 2                  | 0                 | 2    |
| 委託業務                                     | 0                  | 0                 | 0     | 2                  | 0                 | 2    |

(注1)改善勧告事項のうち、重点的实施項目を含む事項については表中に★を付している。

(注2)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数」、「監査事務所の品質管理のシステムに関する事項」又は「監査業務の品質管理に関する事項」の数とは一致しない。

(注3)表中の( )は、「重要な不備事項等のある実施結果」の原因となった改善勧告事項の項目ごとの監査事務所数。



(4) 改善勧告事項の発生状況

「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項は、下表のとおりです。

なお、2024年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

① 監査事務所の品質管理システム

【改善勧告事項の発生状況(監査事務所の品質管理システム)】

| レビューの結果                   | 登録上場会社等監査人            |       | レビュー報告書<br>交付事務所数<br>(A) | 改善勧告<br>事項数<br>(B) | 1事務所<br>当たり平均数<br>(B/A) |
|---------------------------|-----------------------|-------|--------------------------|--------------------|-------------------------|
| 重要な不備事項のない<br>実施結果の監査事務所  | 大手・準大手                |       | 4( 2)                    | 0 ( 0)             | -( - )                  |
|                           | 上場会社<br>監査数別<br>監査事務所 | 10社以上 | 10( 8)                   | 13( 25)            | 1.3(3.1)                |
|                           |                       | 5～9社  | 2(13)                    | 1(116)             | 0.5(8.9)                |
|                           |                       | 2～4社  | 8(19)                    | 6(120)             | 0.8(6.3)                |
|                           |                       | 0～1社  | 6(11)                    | 24(100)            | 4.0(9.1)                |
|                           | 小計①                   |       | 30(53)                   | 44(361)            | 1.5(6.8)                |
|                           | その他の監査事務所②            |       | 15(21)                   | 7( 17)             | 0.5(0.8)                |
|                           | 計(①+②)                |       | 45(74)                   | 51(378)            | 1.1(5.1)                |
| 重要な不備事項等のある実施結果の<br>監査事務所 |                       |       | 8(12)                    | 45( 82)            | 5.6(6.8)                |
| 合計                        |                       |       | 53(86)                   | 96(460)            | 1.8(5.3)                |

(注)( )内には2023年度の数値を記載している。



## ② 監査業務の品質管理

### 【改善勧告事項の発生状況(監査業務の品質管理)】

| レビューの結果                   | 登録上場会社等監査人            |       | レビュー<br>報告書交付<br>事務所数 | 選定<br>業務数<br>(A) | 改善勧告<br>事項数<br>(B) | 1業務<br>当たり平均数<br>(B/A) | 改善勧告事項<br>が生じた<br>業務数 |
|---------------------------|-----------------------|-------|-----------------------|------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|
| 重要な不備事項のない<br>実施結果の監査事務所  | 大手・準大手                |       | 4( 2)                 | 50( 27)          | 52( 19)            | 1.1( 0.7)              | 28( 10)               |
|                           | 上場会社<br>監査数別<br>監査事務所 | 10社以上 | 10( 8)                | 37( 38)          | 100(110)           | 2.7( 2.9)              | 33( 33)               |
|                           |                       | 5～9社  | 2(13)                 | 4( 33)           | 6(144)             | 1.5( 4.4)              | 4( 32)                |
|                           |                       | 2～4社  | 8(19)                 | 8( 27)           | 20( 87)            | 2.5( 3.2)              | 7( 26)                |
|                           |                       | 0～1社  | 6(11)                 | 6( 12)           | 17( 66)            | 2.8( 5.5)              | 6( 12)                |
|                           | 小計①                   |       | 30(53)                | 105(137)         | 195(426)           | 1.9( 3.1)              | 78(113)               |
|                           | その他の監査事務所②            |       | 15(21)                | 16( 25)          | 45(102)            | 2.8( 4.1)              | 14( 24)               |
|                           | 計(①＋②)                |       | 45(74)                | 121(162)         | 240(528)           | 2.0( 3.3)              | 92(137)               |
| 重要な不備事項等のある<br>実施結果の監査事務所 |                       |       | 8(12)                 | 12( 14)          | 77(156)            | 6.4(11.1)              | 12( 14)               |
| 合計                        |                       |       | 53(86)                | 133(176)         | 317(684)           | 2.4( 3.9)              | 104(151)              |

(注)( )内には2023年度の数値を記載している。

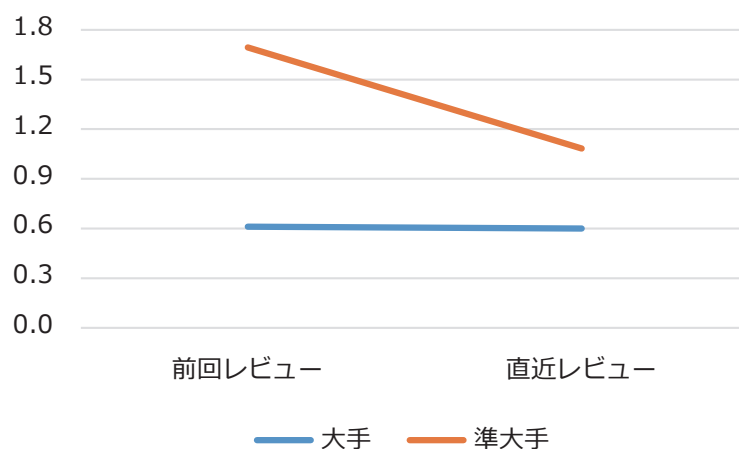
### 【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告事項数】

|     | 前回レビュー | 直近レビュー |
|-----|--------|--------|
| 大手  | 0.6    | 0.6    |
| 準大手 | 1.7    | 1.1    |

(注1)2017年度～2022年度に実施した通常レビューのうち、各監査事務所直近2回分の1業務当たり平均改善勧告数を表している。

(注2)参考値であることを鑑み、情報の更新は3年で実施する予定。

### 【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告数の推移(2017～2022年度)】



【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

| 結果<br>レビューの               | 登録上場会社等<br>監査人        |        | レビュー<br>報告書<br>交付事務<br>所数 | 選定<br>業務数 | 選定業務数について改善勧告事項数ごとの内訳(業務数) |          |          |          |          |          |            |
|---------------------------|-----------------------|--------|---------------------------|-----------|----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|
|                           |                       |        |                           |           | 改善勧告事項数                    |          |          |          |          |          |            |
|                           |                       |        |                           |           | 0件                         | 1件       | 2件       | 3件       | 4件       | 5件～      | 計          |
| 重要な不備事項のない<br>実施結果の監査事務所  | 大手・準大手                |        | 4( 2)                     | 50( 27)   | 22(17)                     | 19( 5)   | 4( 2)    | 1( 2)    | 2( 1)    | 2( 0)    | 50( 27)    |
|                           | 上場会社<br>監査数別<br>監査事務所 | 10社以上  | 10( 8)                    | 37( 38)   | 4( 5)                      | 7( 4)    | 6( 8)    | 9(10)    | 4( 4)    | 7( 7)    | 37( 38)    |
|                           |                       | 5～9社   | 2(13)                     | 4( 33)    | 0( 1)                      | 3( 5)    | 0(11)    | 1( 3)    | 0( 1)    | 0(12)    | 4( 33)     |
|                           |                       | 2～4社   | 8(19)                     | 8( 27)    | 1( 1)                      | 2( 2)    | 0(10)    | 2( 5)    | 3( 3)    | 0( 6)    | 8( 27)     |
|                           |                       | 0～1社   | 6(11)                     | 6( 12)    | 0( 0)                      | 1( 0)    | 1( 2)    | 3( 1)    | 0( 4)    | 1( 5)    | 6( 12)     |
|                           | 小計①                   |        | 30(53)                    | 105(137)  | 27(24)                     | 32(16)   | 11(33)   | 16(21)   | 9(13)    | 10(30)   | 105(137)   |
|                           | その他の<br>監査事務所②        |        | 15(21)                    | 16( 25)   | 1( 1)                      | 3( 1)    | 3( 2)    | 2( 8)    | 5( 6)    | 2( 7)    | 16( 25)    |
| 計(①＋②)                    |                       | 45(74) | 121(162)                  | 28(25)    | 35(17)                     | 14(35)   | 18(29)   | 14(19)   | 12(37)   | 121(162) |            |
| 重要な不備事項等のある<br>実施結果の監査事務所 |                       |        | 8(12)                     | 12( 14)   | 0( 0)                      | 1( 0)    | 1( 0)    | 0( 0)    | 3( 1)    | 7(12)    | 12( 14)    |
| 合計                        |                       |        | 53(86)                    | 133(176)  | 28(25)                     | 36(17)   | 15(35)   | 18(30)   | 17(20)   | 19(49)   | 133(176)   |
|                           |                       |        |                           | 割合        | 21%(14%)                   | 27%(10%) | 11%(20%) | 14%(17%) | 13%(11%) | 14%(28%) | 100%(100%) |

(注)( )内には2023年度の数値を記載。

(参考)例えば、上場会社監査数10社以上の大手・準大手以外の監査事務所では、選定した監査業務37業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が4業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が7業務あることを表している。

## (5) 品質管理レビューに関連する実績情報

### ① レビュー時間

2024年度は、前年度に引き続き登録の審査のためのレビュー、みなし登録上場会社等監査人に対する実態調査等を実施したため、監査事務所直接業務時間、レビュー業務総時間ともに増加しています。なお、2022年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、下表のとおりです。

#### 【レビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間、レビューアー人数】

|                | 2022年度  | 2023年度  | 2024年度   |
|----------------|---------|---------|----------|
| 監査事務所直接業務時間    | 41,199  | 47,187  | 54,067   |
| (うち大手監査法人)     | (5,351) | (5,472) | (10,581) |
| (大手監査法人選定事務所数) | (1)     | (1)     | (2)      |
| レビュー業務総時間      | 74,960  | 79,711  | 84,120   |
| レビューアー人数       | 37      | 41      | 42       |

(注)監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含む。

### ② 監査事務所の規模別通常レビュー時間

監査事務所の規模別の通常レビュー時間は下表のとおりです。

#### 【監査事務所の規模別の通常レビュー時間】

|                |                | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|
| 大手<br>監査法人     | レビュー時間         | 5,050  | 5,237  | 10,575 |
|                | 通常レビュー事務所数     | 1      | 1      | 2      |
|                | 1事務所当たりのレビュー時間 | 5,050  | 5,237  | 5,287  |
| 準大手<br>監査法人    | レビュー時間         | 4,121  | 2,318  | 6,284  |
|                | 通常レビュー事務所数     | 2      | 1      | 2      |
|                | 1事務所当たりのレビュー時間 | 2,060  | 2,318  | 3,142  |
| 上記以外の<br>監査事務所 | レビュー時間         | 25,884 | 29,358 | 19,354 |
|                | 通常レビュー事務所数     | 89     | 79     | 52     |
|                | 1事務所当たりのレビュー時間 | 290    | 372    | 372    |

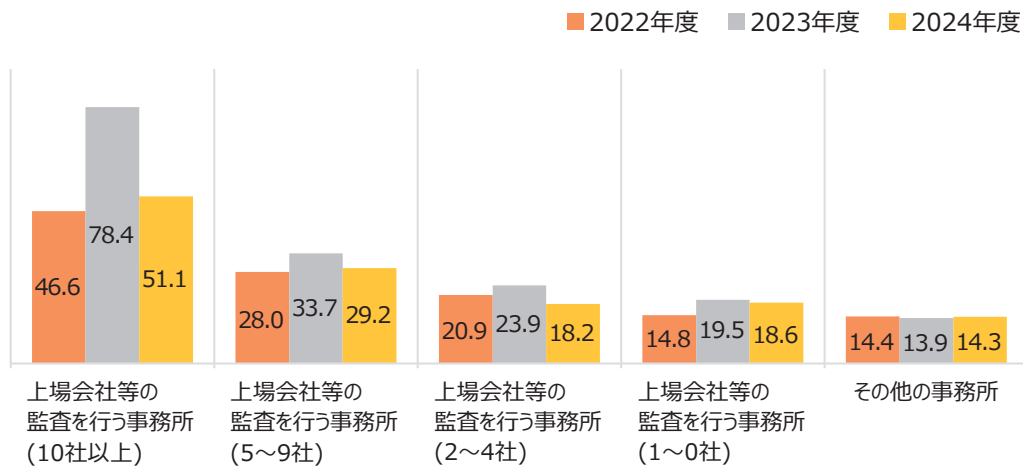
また、大手・準大手監査法人以外の監査事務所に対する通常レビュー監査事務所数・往査に係る期間は下表のとおりです。2024年度も引き続き、登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、2022年度以前は担当主査レビューアー1人で行っていた「監査事務所の品質管理システム」の確認を担当主査レビューアーに加えて主査レビューアーの計2人体制で行いました。

### 【通常レビュー監査事務所数・往査に係る期間】

|              |                  | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|--------------|------------------|--------|--------|--------|
| 通常レビュー監査事務所数 |                  | 89事務所  | 79事務所  | 52事務所  |
| 平均往査期間       | 上場会社等の監査を行う監査事務所 | 24.9人日 | 33.5人日 | 38.0人日 |
|              | その他の監査事務所        | 14.4人日 | 13.9人日 | 14.3人日 |

(注)各監査事務所の往査に要した日数とレビューアー人数を乗算したものを往査期間(人日)とし、監査事務所の規模別平均値を算出。

### 【平均往査期間(人日)の推移】



### ③ オフサイト・モニタリング時間

監査リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するため、オフサイト情報（被監査会社リスク情報・監査事務所情報等）の収集・分析・対応の協議によるモニタリング活動を実施し、オフサイト・モニタリングの機能維持に取り組んでいます。監査事務所及び被監査会社のモニタリングに要した時間は下表のとおりです。

#### 【オフサイト・モニタリング時間】

(単位：時間)

|          | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| モニタリング時間 | 2,758  | 2,763  | 2,224  |

(注)年間を通じたオフサイト・モニタリングに加えて、監査事務所の提出書類の分析や電話によるヒアリング等を毎年2月と10月に実施している。これによりガバナンスの変更や専門要員及び監査対象業務の増減を把握することを通じて、レビュー年次計画の変更の要否を検討している。

#### ④ レビューアーの研修時間

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施しています。特に、改正品基報等を踏まえたレビュー手続、監査事務所の業務管理体制等の理解や、適格性の確認を踏まえた指導、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性の周知等、レビューアーの能力の更なる向上に努めています。2024年度におけるレビューアーが受講した1人当たりの年間平均研修時間は115時間で、例年と同程度です。

#### ⑤ レビューアーの経験年数

レビューアーの人数、平均監査経験年数は下表のとおりです。

|          | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 人数       | 37人    | 41人    | 42人    |
| 平均監査経験年数 | 22年7か月 | 22年6か月 | 23年0か月 |

#### ⑥ 品質管理委員会及び品質管理審査部会の審査状況

各年度の品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、5月から翌年4月までに開催した品質管理委員会において決議したものを各年度分として取り扱っています。各年度における審議事項数、協議事項数、報告事項数は下表のとおりです。制度改正以降は、審議に諮るまでのプロセスの充実を図るため、事前に協議を重ねた上で審議しており、2024年度は上場会社等監査人登録制度の開始もあり、開催回数が若干増加しました。

##### 【品質管理委員会審査状況】

|                        | 2022年度   | 2023年度   | 2024年度    |
|------------------------|----------|----------|-----------|
| 開催回数                   | 13       | 13       | 14        |
| 審議事項数                  | 74       | 72       | 74        |
| 協議事項数<br>(うち個別案件に係る協議) | 7<br>(6) | 8<br>(5) | 10<br>(6) |
| 報告事項数                  | 70       | 59       | 71        |

また、品質管理審査部会による審査案件数の状況は下表のとおりです。

##### 【品質管理審査部会審査状況】

|                 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 事前相談(レビュー計画)    | 102件   | 62件    | 55件    |
| 事前相談(レビューの実施結果) | 58件    | 69件    | 80件    |
| レビュー報告書案        | 133件   | 122件   | 123件   |
| 改善計画書案          | 12件    | 13件    | 24件    |
| 合計              | 305件   | 266件   | 282件   |

2022年度は、通常レビュー実施監査事務所が増加したことに伴い、審査件数が全体的に増加しており、2023年度においては、レビュー報告書案の審査前に行うレビューの実施結果に係る事前相談の審査件数が特に増加しています。なお、これまで実施していた上場会社監査事務所登録制度における準登録事務所の審査に代わり、上場会社等監査人登録制度を踏まえた、登録の審査のためのレビューに係る審査を実施しています。

また、2024年度においては、通常レビュー実施監査事務所数は2023年度に比べ減少していますが、登録の審査のためのレビュー実施監査事務所数が増加しているため、全体として2023年度と同程度の審査件数となっています。

## **(6) その他の活動状況**

### **① 品質管理レビューに関するアンケート調査**

品質管理レビュー報告書の交付後、監査事務所に品質管理レビューに関するアンケート調査を実施しています。アンケート調査の結果を評価し、通常レビュー計画における施策を検討する際に参考としています。

2023年度のアンケート調査の結果、以下のようなコメントがありました。

#### **(評価されたコメント)**

- ・ レビューアーとのディスカッションでは、上場会社等監査人登録へ向けて有意義な示唆をいただいた。
- ・ レビューアーはレビュー対象業務の事前理解等を実施しており、限られた期間の中で納得感のある適切なレビューを実施していただいた。
- ・ レビューアーから指摘に対する改善事項だけでなく、良い取組についても共有していただいた。

#### **(改善を要するコメント)**

- ・ 小規模会社を複数レビューアーで1週間レビューされるのは負担である。
- ・ 「適格性の確認のガイドライン」の目線について協議する時間がもっとあると良かった。

2024年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

### **② 品質管理レビュー説明会兼意見交換会の開催**

2024年度品質管理レビューの実施に先立ち、2024年6月及び7月に、170監査事務所から360名の参加を受け、以下に関する事項のオンラインによる品質管理レビュー説明会兼意見交換会を開催しました。

- ・ 上場会社等監査人名簿登録への対応状況
- ・ レビュー手続の改正等(レビュー手続の改正、適格性の確認、調書整理、不正リスク対応等)
- ・ 2023年度レビュー結果の概要と2024年度のレビュー方針

### ③ 「品質管理実施状況の報告書」の確認及び個別相談会の開催

通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去5年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を求めました。

また、併せて提出を求めている「品質管理システムに関する質問書(QCQ306N)」又は「品質管理のシステムに関する質問書(QCQ306)」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認しました。

2024年度に「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認した監査事務所は、12監査事務所であり、希望した全ての監査事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

### ④ 品質管理レビュー制度等の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 品質管理レビュー制度等の概要及び運用状況を取りまとめた冊子「2023年度 自主規制レポート「品質管理レビュー制度編」」(本編)、「2023年度品質管理レビュー資料集」(補足資料1)及び「品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の沿革」(補足資料2)、品質管理レビューにおいて、比較的多く発見された改善勧告事項の事例について取りまとめた「2023年度 品質管理レビュー事例解説集Ⅰ部」の配付並びに当協会ウェブサイトでの発信、「品質管理レビュー制度等の解説」の当協会ウェブサイトでの発信
- ・ 「月刊監査役」(2024年10月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における上場会社等監査人登録制度及び品質管理レビュー制度の概要並びに2023年度の運営状況」)
- ・ 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「自主規制の活動報告(個別事案審査制度・品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の運営状況)」をテーマとした講演の実施(2025年2月動画収録)

### ⑤ 2023年度の品質管理レビュー実施結果及び2024年度の品質管理レビュー方針の会員への積極的な周知活動

2023年度の品質管理レビューの結果及び2024年度の品質管理レビュー方針の会員への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 夏季全国研修会(2024年8月)  
2023年度レビュー結果の概要及び2024年度以降のレビュー方針並びにレビュー手続等の改正概要(上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン改正を含む。)



### (1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2025年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士36,670人、監査法人294事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。(地域会ごとの所属状況については、第4部自主規制レポート資料編を参照。)

当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は223事務所(公認会計士66事務所、監査法人157事務所)ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

### (2) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要

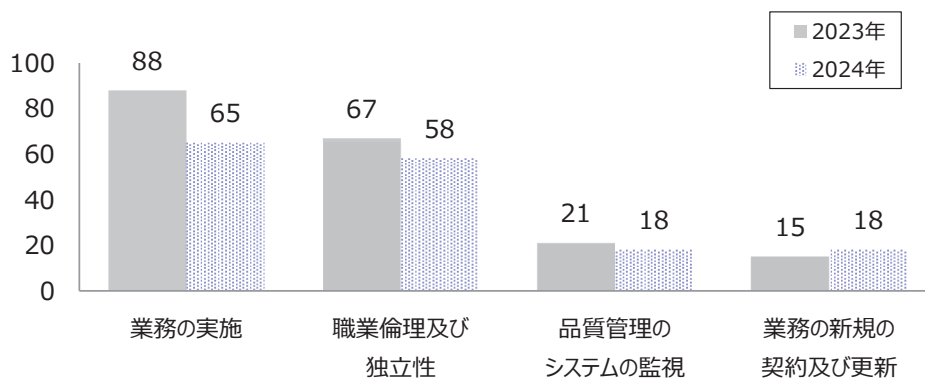
監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」という。)は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。

IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、13回目となる2024年度の調査結果を2025年3月17日付けで公表しました。今回の調査は50の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

#### ① 品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、37の加盟監督機関が135事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

#### 【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2024” pageA-3、A-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、特に監査調書の整理・管理や監督及び査閲に関する指摘が減少しています。

職業倫理及び独立性においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、ビジネス上の関係や企業の持株関係図を把握するための信頼性があるシステムの構築・更新についての指摘が増加する一方、発行者へ提供する非監査及び監査業務の検討及び評価についての指摘等が減少しています。

品質管理のシステムの監視においては、指摘数が前年度に比して微減していますが、根本原因分析及び改善措置に関する指摘が増加する一方、監査業務の定期的な検証に関する指摘が減少しています。

業務の新規の契約及び更新においては、指摘数が前年度に比して微増していますが、新規監査先の誠実性を客観的に評価するための信頼できる情報の入手に関する指摘が減少する一方、継続評価における重要な考慮事項や契約書発行日におけるリスク評価プロセスに関する指摘が増加しています。

## ② 上場会社(Listed PIEs)の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、42の加盟監督機関が135の監査事務所を対象として上場会社の監査業務763業務を検査した結果が報告されています。上場会社の監査業務を対象とした検査において一つ以上の検査指摘事項があった割合(以下「検査指摘割合」という。)の推移は、下表のとおりです。IFIARは、検査指摘割合について、2019年度を基準値として2023年度までに25%削減し、24%とする目標を設定しましたが、2023年度において目標未達となったため、2023年度を基準値として2027年度までに25%削減し、24%とする目標を新たに設定しました。なお、システム上重要な金融機関(SIFIs)の監査業務を対象とした検査指摘割合は、32% (2023年度調査では46%)でした。

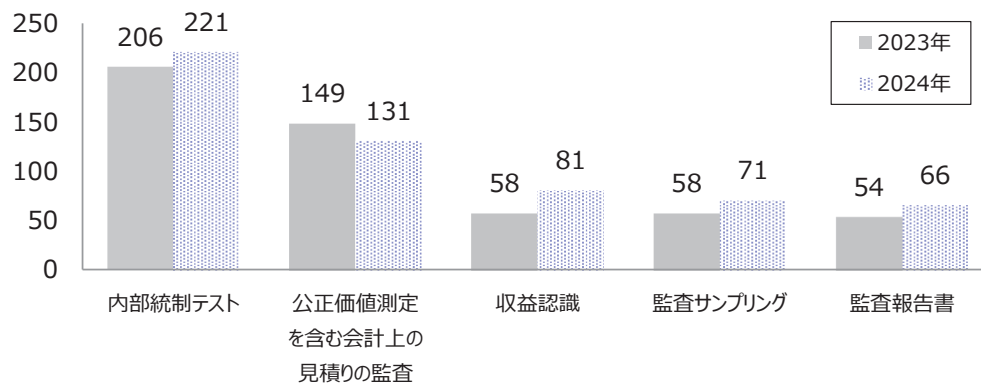
### 【検査指摘割合の推移】

| 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 34%    | 30%    | 26%    | 32%    | 34%    |

(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2024” page B-2の表

上場会社の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりです。

【上場会社の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2023” page B-8の表を基に作成

内部統制テストにおいては、指摘数は前年度に比して増加していますが、前期に増加したIT全般統制やIT業務処理統制に関する指摘が減少する一方、手作業の内部統制の信頼性を担保する十分かつ適切な監査証拠を入手していないという指摘が増加しています。

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査においては、指摘数は前年度に比して減少していますが、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘が増加する一方、データの正確性を適切にテストしていないという指摘が減少しています。

収益認識においては、指摘数は前年度に比して増加していますが、複雑な契約条件とその会計処理への影響の理解不足、収益認識に関する不正リスクの評価及び対応が不適切、収益認識の期間帰属を確かめるための監査手続の不備という指摘が増加しています。

監査サンプリングにおいては、指摘数は前年度に比して増加していますが、サンプルテストの目的を達成するための適切な手続が立案・実施されていないという指摘が増加しています。